

三豊市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年1月8日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 金丸 勉

平成21年度

定例監査結果報告書(第2回)

三豊市監査委員

三 監 第 1 1 3号
平成 21 年 12 月 25 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長 坂 口 晃 一 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 委 員 長 西 村 忠 臣 様
三 豊 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 糸 川 均 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員 金 丸 勉

平成21年度定例監査結果(第2回)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、
その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	監査の範囲		
総務部	総務課「選挙管理委員会事務局」、秘書課、人事課 管財課、職員健康管理室	平成21年4月1日 から平成21年9月 末日まで	平成21年10月1日から 平成21年10月5日まで
政策部	政策課、財政行革課 地域振興課	平成21年4月1日 から平成21年9月 末日まで	平成21年10月5日から 平成21年10月13日まで
市民部	市民課、税務課 環境衛生課 水処理課 人権課	平成21年4月1日 から平成21年9月 末日まで	平成21年10月13日から 平成21年10月19日まで
	高瀬事業課、山本支所 三野支所、豊中支所 詫間支所、仁尾支所 財田支所	平成21年4月1日 から平成21年9月 末日まで	平成21年10月30日から 平成21年11月16日まで
健康福祉部	健康課、介護保険課 福祉課、子育て支援課 国保(財田)診療所	平成21年4月1日 から平成21年9月 末日まで	平成21年10月15日から 平成21年10月20日まで
教育委員会 事務局	教育総務課、学校教育課 生涯学習課、人権教育課 子ども未来推進室 少年育成センター 高瀬町学校給食センター 高瀬町地域農産物利用 促進センター 豊中町学校給食センター 詫間町大浜学校給食 センター 財田町学校給食センター	平成21年4月1日 から平成21年9月 末日まで	平成21年10月28日から 平成21年11月16日まで

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、合法性、正確性、効率性等に主眼をおいて実施した。また、対象部課からそれぞれ関係資料及び関係帳票等の提出を求めて審査するとともに、各支所公金の収納・保管・日次報告書の作成等について関係職員から説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討実施されるよう要望する。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した比較的軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

【改善検討事項】

《支所関係》

- 6支所の窓口業務における公金の取扱事務については、日次報告書および出納整理簿等、統一した方法にて概ね適正に処理できている。しかし、現金取扱員は、三豊市出納員規則第4条で規定されているが、実際に公金の収納をしているにもかかわらず、現金取扱員に任命されていない事例がある。公金取扱者の意識付けや公金の管理責任を明確にするためにも、出納員規則に基づいた適正な現金の取扱いについて、同規則の別表(第2条関係)設置場所、分掌事務等における組織改編「支所長と市民サービス課長兼務」や支所職員数、事務事業の現状を十分踏まえて、現金取扱事務体制について再度検討すること。
- 三豊市公印規則第8条において公印を使用するときは、様式第2号「公印使用申請書」に記載することとなっている。支所に保管してある市長印は「支所用」「支所戸籍用」と2種類あるが、公印使用申請書からはどの公印が使用されたかが確認できない。三豊市公印規則の主旨に添った正しい記載方法を検討すること。
- 高瀬事業課及び5支所の事業課で建設工事を実施しているが、「現場監督員の不選任」、「竣工検査調書の不統一」、「業者提出の工事日誌の不備」、「完成工事の出来具合の良否」等、また、起案から検査までの関係書類の整理方法について各々違いが見受けられた。工事関係書類の整理及び工事発注から引取りまでの事務について研修を行うなど職員のスキルアップに努め、支所間の事務処理を統一すること。

【 意 見 】

《共通事項》

- 三豊市も合併して4年が経過しようとしている現在、市の将来へのまちづくりの指針である「三豊市新総合計画」も本年度からスタートした。その計画を先頭で動かすのは職員である。常日頃から自己能力の研鑽に努め、事業に対する問題意識を持ち、また、事業執行の基本「条例・自治法等」を念頭に置き、積極的に事務処理に取り組まれることを希望する。

《税務課》

- 国から地方への税源移譲により、市民税の調定額が増加している。同じ収納率であっても滞納額(未収額)は増となる。貴重な自主財源であることや、納税者の税に対する公平性・信頼性を確保するためにも、収納率向上のための有効な対策を図っていただきたい。新築家屋等の把握と確認については常に情報収集に努め、課税の公平性を期するためにも、課税漏れがないように努力をお願いしたい。
また、各支所で使用している滞納整理用「領収書」の使い方に違いがあり、税務課にて統一した指導をしていただきたい。